

採用や外注先選定を担うすべての担当者さま向け

あなたは答えられますか？ わかりやすい請負と委託の違い



近年、「業務の棚卸し」によって、仕事が細分化され、業務ごとに都度契約を結んで仕事を依頼するケースが増えてきました。過去実績や経験によって「請負と委託」の判断ができる一方で、それぞれの特徴や違いを知らない人は少なくありません。本資料ではあらためて「請負と委託」の違いをお伝えします。

01



おさらい → p.02・03へ

請負契約と委託契約のキホン

採用や外注先選定を担う方であれば、一度は聞いたことがある「業務委託」。じつは、「**請負契約**」「**委任契約**」「**準委任契約**」を総称した言葉であることをご存知ですか？

本項では、それぞれの意味と違いを解説。あらためて「請負と委託」のキホンをおさらいしましょう。

02



事例集 → 請負 p.03へ
→ 委任・準委任 p.04へ

業務委託の事例と得られる成果

業務委託を活用する際、どんなときに・どの契約を選べばいいのかを把握しておくことで、**成果物の完成度やコストの適正化**に繋がります。本項では、「請負」「準委任契約」「委任契約」の事例と得られる成果をご紹介します。

03



特別なご案内 → p.06へ

おすすめホワイトペーパーのご紹介

本項では、当ホワイトペーパーをご覧になった方に**おすすめしたいホワイトペーパーのご紹介**と**請負と委託に関する個別相談会のご案内**をしています。

■ おさらい | 請負契約と委託契約のキホン

請負と委託の違い

「業務委託」という契約は存在しない？



民法上は「請負契約」「委任契約」「準委任契約」に分かれており、「業務委託」はそれらの総称のこと。本WPでは便宜上「請負」=請負契約、「委託」=委任契約・準委任契約として解説します

請負契約

成果物の完成を約束する

期限までに納品された成果物に対して報酬を支払う

例

ソフトウェア開発

委任契約

法律行為を伴う業務遂行

法律行為の遂行に対して報酬を支払う

例

弁護士による訴訟行為

準委任契約

法律行為以外の業務遂行

事務処理の遂行に対して報酬を支払う

例

ヘルプデスクの運営

■ POINT 言い換えれば、成果物を

完成させないと
債務不履行

■ POINT 言い換えれば、成果物の有無、業務の結果に関わらず

業務行為の遂行時点で
契約は成立する

ちなみに、請負・委任・準委任のいずれも指揮命令は受託側が行います

■事例集 | 業務委託の事例と得られる成果 請負契約の注意ポイントと一般的な事例

業務委託を活用する際、どんなときに・どの契約を選べばいいのかを把握しておくことで、成果物の完成度やコストの適正化に繋がります。本項では、「請負」「準委任契約」「委任契約」の事例と得られる成果をご紹介します。

気をつけるポイントは？

請負契約時には
偽装請負に注意

**偽装請負になる
可能性の高い
請負例**

偽装請負とは、契約上は「請負」または「準委任」でありながら実態は「労働者派遣」に該当すること

- ☑ 作業の細かい指示を出している
- ☑ 始業就業時間の指定をしている
- ☑ 遅刻、早退、外出を承認している
- ☑ 委託企業が人事評価をしている
- ☑ 労働力の確保を目的にしている

＼対策／

請負契約書の内容を明確に記載

変更の可能性に考慮した条項を記載

就業場所を分ける等の工夫をする

一般的な請負契約事例

01



システム開発をソフトウェア開発会社へ発注
開発したソフトウェアを成果物として納品

02



建築物の施工を建築会社へ発注
所定の建造物の完成

03



自社パンフレットのデザインと印刷を
制作会社へ発注
所定の枚数のパンフレット完成品を
成果物として納品

■事例集 | 業務委託の事例と得られる成果 委任と準委任の事例とポイント

業務委託を活用する際、どんなときに・どの契約を選べばいいのかを把握しておくことで、成果物の完成度やコストの適正化に繋がります。本項では、「請負」「準委任契約」「委任契約」の事例と得られる成果をご紹介します。

一般的な委任契約事例

01



訴訟代理を弁護士に依頼

訴訟活動を代理で遂行

02



税理士に税理顧問を依頼

税務処理の確認や相談

03



不動産業者に土地の売買を依頼

土地売買の取引の遂行

一般的な準委任契約事例

01



経営に必要な知識の提供を
経営コンサルタントへ依頼

専門家としてアドバイスを行う

02



社内ヘルプデスクのお問い合わせ対応を依頼

所定時間内のお問い合わせ対応

03



経理業務を事務代行会社へ依頼

経理事務の遂行

POINT

法律行為を伴う業務の遂行が報酬対象となる。遂行の結果（訴訟の勝訴・敗訴など）にかかわらず、報酬が発生する。

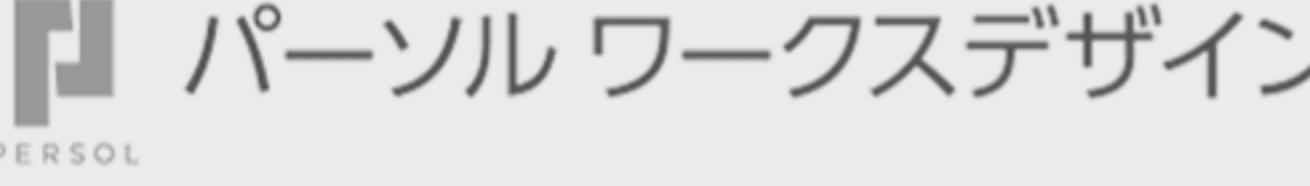
POINT

業務の結果ではなく遂行が報酬対象のため成果物は無い。業務の遂行状況を定期報告することで、契約内容の履行を示すことが多い。

■特別なご案内 | おすすめホワイトペーパーのご紹介

本項では、当ホワイトペーパーをご覧になった方におすすめしたいホワイトペーパーご紹介と請負と委託に関する個別相談会のご案内をしています。

▼ダウンロードは以下URLもしくはQRコードから
<https://sub.persol-wd.co.jp/downloads/helpdesk-outsourcing/>

 パーソルワークスデザイン

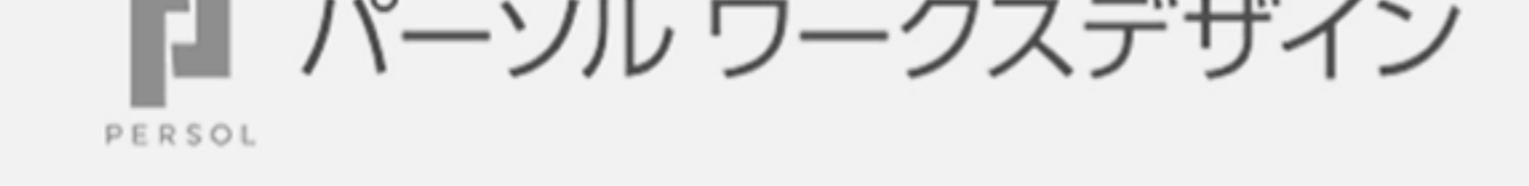
社内で新規ヘルプデスクを持ちたいご担当者さま向け

ヘルプデスクアウトソーシングの メリットと落とし穴 | Help desk Outsourcing Benefits and pitfalls



© PERSOL WORKS DESIGN CO., LTD. All Rights Reserved.

▼ダウンロードは以下URLもしくはQRコードから
<https://sub.persol-wd.co.jp/downloads/temporary-or-outsourcing/>

 パーソルワークスデザイン

外注先の選定を担う業務部門担当者さま向け

あなたの会社は派遣？それとも委託？ 知っておきたい外注先選択のポイント



© PERSOL WORKS DESIGN CO., LTD. All Rights Reserved.

■特別なご案内

当ホワイトペーパーをダウンロードして頂いた方限定で、請負と委託に関する個別相談会を開催します。

請負と委託の詳細な事例をもっと知りたい

請負と委託、自社に合っている契約形態について相談したい

当資料ではお答えできなかった

請負と委託への疑問にお答えします

■ 参加方法

1. 資料ダウンロード時にご入力頂いたメールアドレス宛に、個別相談会のご案内をお送りしております
2. ご希望のお日にちを複数候補ご記載の上、ご案内メールに返信してください
3. 日程調整ができ次第、担当よりご連絡をいたします

ご不明点・その他お問い合わせはこちら

パーソルワークスデザイン株式会社
お問い合わせ窓口
820454@persol.co.jp



PERSOL

パーソルワークスデザイン

2021年9月発行
パーソルワークスデザイン株式会社
東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋WESTビル
<https://www.persol-wd.co.jp/>